

第195回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成28年7月25日（月） 15時00分～16時30分
2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成27年度 第4四半期)
 - (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果(平成27年度 第4四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成28年3月～7月)
 - (4) 県内原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について
 - (5) 新規制基準等への対応状況について
 - (6) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成27年度 第4四半期）
[県 原子力環境監視センター 田賀 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成27年度 第4四半期）
[県 水産試験場 杉本 場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成28年3月～7月）
[県 原子力安全対策課より説明]

議題1～3に関する質疑なし

- (4) 県内原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について
[原子力規制委員会 原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官]
- (5) 新規制基準等への対応状況について
[関西電力株式会社 大塚 副事業本部長]
- (6) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について
[文部科学省 明野 もんじゅ改革監]

(県議会：石川 議員)

- ・高浜発電所の1、2号機の運転延長の認可が下りたが、私はこの検討に相当時間がかかっているように思う。
- ・私は原子力推進派であり、認可に反対であると申し上げているわけではないので、ご理解いただきたい。
- ・認可にあたり、これだけの内容を処理することは大変な作業であると思う。このように、20年間の運転期間延長の許可が出たことは、地元として大変嬉しく思う。
- ・しかしながら、これをどのように了承したのか。現地を完璧に確認された上での認可なのか。例えば、コンクリートの強度については、外から圧力をかけて、得られた値から簡単に評価できると思う。一方、格納容器内の機器などの評価は、大変であると思うが、それも考えると評価に費やす期間が短かったように思う。
- ・それでも、完璧であるという自信を持って認可されたと思うので、その点に関して心配する必要はないと思うが、もし、規制庁の評価に不備があって、本来、評価すべき箇所を見過ごしていた場合には、どのような判断をするのか。
- ・私どもにどのように説明をしていただくのか。その点をしっかりと、お伺いしたい。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・先ほどご説明した通り、かなり多くの項目について、事業者から提出された点検結果や劣化評価結果を基準に基づき審査し、基準を満たしていると判断したということが結論である。
- ・評価期間が短いのではないかとご指摘については、事業者は、新規制基準の施行以降、早い段階から準備をされていたと思う。それを踏まえ、我々も1年以上かけて審査を行ってきた。
- ・また、前段の審査にあたる工事計画認可や原子炉設置変更許可の中でもしっかりと確認を行って

おり、運転延長の審査については、自信を持ってお答えできる。

- ・もし審査に不備があった場合、例えば、後から技術基準に適合していないということが分かれば、原子炉施設に係る安全の確保は一義的に事業者の責任であるため、事業者措置命令を出し、技術基準に適合するよう対応を求める仕組みもある。
- ・また、審査の中で、事業者から、機器の取替えや点検等の保全活動をしっかり行っていくと説明を受けており、保安検査等を通じて、現場の確認も行うこととしており、資料No. 4-1の最後に記載があるとおり、今後も規制委員会として厳正に確認していく。

(県議会：石川 議員)

- ・お聞きしていると、規制庁は、書類だけの審査を行っているのではないかと感じる。
- ・事業者は、現場で相当な調査を行い、その結果をこの1冊にまとめたことは事実だと思う。それについて決して疑うことなく、信頼をしている。
- ・しかしながら、規制庁はそれを頂戴しただけで認可をしたのであれば、規制庁は事業者を相当信頼されているのかもしれないが、もし何かあった場合には、規制庁に大きな責任がある。そのことを、十分理解しているのか。
- ・例えば、工事の途中段階でも中間の検査を行うなどすれば、事業者も、規制庁の目の下で作業を進める安心感もあるだろうし、お互いに信頼を持ち合いながら進めるべきだと思う。その点について、どのようにお考えか。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・ご指摘の中間的な検査の実施について、我々は、設置変更許可を踏まえ、工事計画を認可しており、工事計画どおりに、設備の工事がなされているのか、今後の使用前検査でその都度確認していく。
- ・繰り返しになるが、保守点検は細かい部分も多く、そのようなところは保安検査の中で、しっかりと確認していく。
- ・保安検査については四半期ごとに公表しており、確認いただければと思う。

(県議会：石川 議員)

- ・規制庁の説明をお聞きし、信頼しながら、報告をお伺いさせていただく。

(県議会：山本 福井県議会原子力発電・防災対策特別委員長)

- ・「もんじゅ」の新たな運営主体を6か月以内に特定することについて、規制委員会から文部科学省にボールが投げられているが、現状や今後の見通しについて伺う。
- ・また、この間も、「もんじゅ」が廃炉になるかもしれないという報道がなされており、大変心配している。
- ・「もんじゅ」は、これが運転再開に向けた最後の機会であり、都知事の候補者が、崖から飛び降りる、スカイツリーから飛び降りるといった覚悟で挑戦すると言っているが、文部科学省は、そういった覚悟や危機感をもっているのか。

(文部科学省：明野 もんじゅ改革監)

- ・昨年11月に規制委員会から勧告を受けたことについては、文部科学省として重く受け止めている。
- ・文部科学省だけでなく、幅広い専門家、学識経験者や民間企業の方、マスコミの方にも参加いただいた、「もんじゅ」の在り方に関する検討会において、何が問題であったのか、問題を解決して新たな運営主体を特定する際には、どのような要件を満たす主体にならなければならないのかなどについて、しっかり検証・抽出していただいたところである。
- ・馳大臣も、後半の数回の検討会の中では、最初から最後まで出席され、そのような中で報告書はまとめられており、ご指摘いただいた「危機感を持っているのか」ということについては、まさに危機感を持って対応している。
- ・報告書の概要をまとめた資料No. 6の2ページにも記載があるが、もんじゅが運転再開に向けた対策を検討する最後の機会であると、文部科学省自身が、そのような認識で、一生懸命取り組んでいるところである。
- ・先ほど申し上げたが、「もんじゅ」の在り方に関する検討会の報告書は、3段階のステップのうち、第1段階と第2段階をまとめたものであり、第3段階として、現在、文部科学省が関係省庁や関係機関と連携し、報告書で示された要件を満たす運営主体の特定に向け、予算や制度、組織の問題など、種々の課題について、鋭意、検討しているところである。
- ・関係省庁との検討を詰めた上で、速やかに運営主体を特定すべく、一生懸命取り組んでいる状況であり、ご理解いただきたい。
- ・廃炉になるかもしれないというご指摘について、規制委員会の勧告は、廃炉にすべきという指摘ではなく、安全規制の観点から出されたものであり、「もんじゅ」を安全に運転できる主体を求めているものである。
- ・文部科学省として、規制委員会からの勧告に対し、しっかり答えていきたいと思っている。

(県議会：山本 福井県議会原子力発電・防災対策特別委員長)

- ・規制委員会の勧告は、非常に重いものであるが、「もんじゅ」は、原子力政策の中でも、一番重要なものだと思っており、是非とも、残せるよう、残すよう、頑張ってもらいたい。

(文部科学省：明野 もんじゅ改革監)

- ・しっかりと取り組んでいく。

(平和・環境・人権センター：松永 特別幹事)

- ・規制庁から出された勧告を受け抽出された課題は、現在、プラントが稼働している状況であれば、必要な技術も全て習得できていたものである。
- ・この問題は、21年前のナトリウム漏えい事故を発端として、現在のような状況に至っている。
- ・以前も申し上げたが、この21年間、何をしていたのか。今更、このような課題を並べてきても、過去にきちんと対応をしていれば、このような問題は出てこなかったと思う。
- ・この問題をきちんとできる自信があるのか。ノウハウを積み重ねてきたとか、プラントにプロの職員がいるとか、20年経験した方々は、全てとは言わないが、退職された方が多くいるわけであり、プロがどんどん減っている。

- ・この状況の中で、きちんと運転ができる体制ではないと思う。
- ・また、廃棄物の減容・有害度の低減等々について、国民・市民・県民に対し、このように減容していきますということを知りやすく説明していただきたい。
- ・それらを含めて、きちんとやらなければ、もんじゅの運転はできないと思う。そのことを踏まえてお答えいただきたい。

(文部科学省：明野 もんじゅ改革監)

- ・ご指摘いただいた点について、「もんじゅ」の在り方に関する検討会において、「もんじゅ」に係る問題点として、過去の取り組みについても検証を行い、その結果は、資料No. 6の2ページの「2.」に記載しており、拙速な保全プログラムの導入や脆弱な保全実施体制、情報収集力・技術力・保守管理業務に係る全体管理能力の不足、長期停止の影響による運転・保守に関する知見の蓄積が不十分であること、人材の問題、これまでの原子力機構の運営上の問題、監督官庁である文部科学省との関係の在り方についても課題として抽出されている。
- ・このような課題を踏まえ、新たな運営主体が備えるべき要件を「3.」にまとめており、その中には、「もんじゅ」特有のナトリウム取扱技術・プルトニウム燃料取扱技術がある。「もんじゅ」には、これら技術を持った職員がおり、この技術をしっかりと継承できる人材も必要であることも報告書の中には記載されている。
- ・文部科学省としては、これらを踏まえ、新たな運営主体の検討を進めていく。
- ・放射性廃棄物の減容・有害度の低減については、今は詳細にご説明する時間はないが、高速炉は、高速の中性子を使うことで、半減期が非常に長い核種を分裂させ、短い半減期の核種にすることができる。そういったことが、放射性廃棄物の減容・有害度の低減に結びつくということである。
- ・極めて簡単に申し上げたが、こういったことを今後も丁寧にご説明していきたい。

(平和・環境・人権センター：松永 特別幹事)

- ・大変申し訳ないが、正直に言って、まだ理解し難い。
- ・お互いに勉強しなければならないと思うが、分かりやすいように説明してほしい。そうでなければ、説明に来ていただいた甲斐がないと思う。
- ・こういう状況の中で、本来であれば、文部科学省と原子力機構が、がっちりとタッグを組んで、しっかりやっていくことが大事だと思う。
- ・一方的に走って、片方が遅れているという状況では、とても運転を認めることはできず、我々は廃炉を求めたいと思う。

(文部科学省：明野 もんじゅ改革監)

- ・貴重なご意見、ありがとうございます。
- ・先ほどご説明した件については、より分かりやすく説明できるよう努力したい。

以上